

「国の被害救済制度で過去の投資被害の回復が図れる」 という不審な勧誘にご注意！

－消費生活センターをかたり、公的機関を思わせる手続書類を使うなど、手口が巧妙化－

公的な被害救済制度で消費者を信頼させる投資の二次被害に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

過去に未公開株や社債、ファンド型投資商品など投資によって経済的損失を被っている人に対して「国の被害救済制度で過去の被害回復が図れる」と消費生活センターや公的機関を思わせる名称をかたって勧誘するケースが高齢者を中心に目立っています。勧誘電話の後に届く具体的な被害回復の手続書類も、公的機関を思わせる形式のもの（参考資料 1・2 参照）を使うなど、その手口も巧妙化しています。

そこで、不審な勧誘があった場合には、慌てて手続をしたり、お金を支払ったりせずに、消費生活センター等にすぐに相談するよう、消費者に注意喚起します。

1. 相談事例

振り込め詐欺救済法^{注1}に基づく制度であると偽り、「以前の投資被害を回復できる」と消費生活センター等をかたって電話で勧誘した後に、被害救済を行う公的機関を思わせる手続書類を送付しています。

【事例 1】

3 年前に未公開株投資の被害にあったことがある。消費生活センターから、「過去の投資被害の回復ができるので、担当する支援機関から連絡をさせる」との電話があった。その日のうちに支援機関から連絡があり、「被害救済のための手続書類を送付するので、過去の被害金額を記載して FAX で送るように」と言われたため、過去の被害額のメモを作って FAX で送付した。後日、「振込詐欺救済法に基づき、なんらの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない犯罪被害者に再び平穏な生活を営むことができるよう支援する政策の一環である『経済再生支援基金制度』によって、以前の被害金を返還できる」という封書が届いた。

^{注1} 法律の正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」

本人確認のための運転免許証の写しや回復金の振込口座などをFAXで知らせた。その後担当者から電話があり、銀行口座の残高を聞かれて答えてしまったが、信用できるところか。(参考資料1参照) (相談受付：2013年4月、契約当事者：70歳代、男性、兵庫県)

【事例2】

一昨年に電話勧誘で高利回りだと勧められ社債を購入したが、その後、業者が倒産した。先日、公的機関から「犯罪被害救済制度で被害金を回復できる」と電話があり、手続書類が届いた。資料には「振込詐欺救済法に基づく『犯罪被害回復支援基金制度』で、被害者に対して支援する政策として実施されている」とある。信用してよいか。(参考資料2参照) (相談受付：2013年4月、契約当事者：70歳代、女性、山梨県)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 過去の被害を回復するという不審な勧誘があっても、うのみにしないでください

消費生活センターなどのかたるほか、被害救済を行う公的機関を思わせる手続書類を送付するなど、手口が巧妙化しています。このような電話やFAXによる勧誘については、決してうのみにしないでください。

(2) 本来の制度かどうか判断に迷ったり、トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談してください

本来の制度かどうか判断に迷う場合や、不審な勧誘があったり、勧誘を断ったものの不安なとき、お金を支払ってしまったときなど、トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談してください。なお、消費生活センターをかたって勧誘をするケースがほとんどですので、送られてきた資料に記載のある番号ではなく、消費者ホットライン(0570-064-370)か、必ずご自身で消費生活センターの番号を調べて連絡をしてください。

3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

金融庁 総務企画局 企画課 調査室

法務省 刑事局 総務課

※ 参考1 相談件数(2012年度以降)

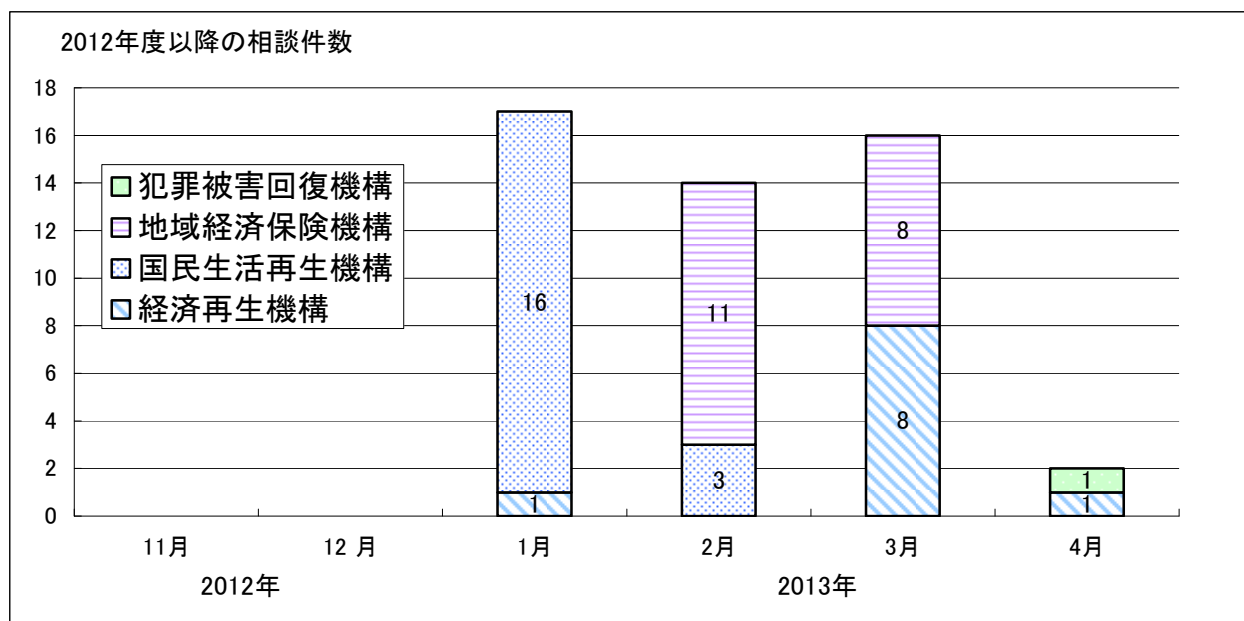
同様の手口で勧誘を実施していると思われる事業者の相談件数。なお、これら4者が資料中に所在地として記載していた住所を現地確認したところ、当該者は存在していなかった。

- ・経済再生機構(東京都千代田区霞が関3-2-1霞が関コモンゲートビル25F) 10件
- ・犯罪被害回復機構(東京都千代田区霞が関3-2-6東京倶楽部ビル10F) 1件

- ・ 国民生活再生機構（東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 30F） 19 件
 - ・ 地域経済保険機構（東京都千代田区霞が関 3-7-1 東急ビル 5F） 19 件
- （2013 年 4 月 30 日までの PIO-NET 登録分）

（注）現在別の名称を用いて勧誘を行っている可能性がある。

（注）上記業者と同名異業者が存在する場合がある。



※ 参考 2 国の被害回復制度の例

①被害回復分配金制度（振り込め詐欺救済法）

振り込め詐欺等の被害者の方が振り込んだ先の預貯金口座を金融機関が凍結し、預金保険機構が金融機関からの依頼を受けて行う預貯金債権にかかる失権公告（該当口座の情報を預金保険機構のホームページに掲載）等を経た後に、当該口座の残高が残っている場合（千円以上の場合）に、当該残高を原資として、申請のあった被害者の方に分配するものである。（詳細については預金保険機構のホームページ（<http://furikomesagi.dic.go.jp/>）を参照）

②被害回復給付金制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

組織的に行われた詐欺罪、出資法^{注2}違反（高金利受領罪）等の犯罪行為に関する刑事裁判において犯人から没収した「犯罪被害財産」等を、検察官が「給付資金」として保管し、これをもとに、刑事裁判で認定された犯罪行為やこれと一連の犯罪行為により被害を被った方などに対して、検察官が「被害回復給付金」を支給するものである。（詳細については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji36.html）を参照）

^{注2} 法律の正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

③犯罪被害給付金制度（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給するものである。（詳細については警察庁のホームページ（<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/kyufu/seido.htm>）を参照）

金融政策に関する決定事項 [2013年2月1日告示第28号]

経済再生支援基金制度

経済再生支援基金制度とは振込詐欺救済法に基づき金融取引返金先不明金を犯罪行為により重大な被害を受けたにもかかわらず何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない犯罪被害者に再び平穏な生活を営むことができるよう支援する政策です。
経済再生支援基金の給付申請書を送付いたしますので、以下に基づき申請期限(平成25年5月29日)までに申請されますようお願いいたします。

申請概要

●申請開始日	平成25年2月4日
●申請期限日	平成25年5月29日(当日消印有効)
●給付額	特定申請者1人につき上限1500万円(被害額により変更あり)
●年齢	25歳～80歳(但し無職制限なし)

●受給方法

申請者が「申請書」を提出し受給する。

返送(FAX)→振り込み…送り先が都道府県であることを確認し、本人確認書類を確認(詐欺・詐取の警戒)。申請書に記した口座への現金振り込みにより受給する。

●ご本人が亡くなられた場合

基準日以前にご本人が亡くなられた場合は、代理人による申請ができます。(代理人は本人確認書類が必要です。)申請者にかわって、申請・受給が行えるのは、次のいずれの方に限られます。

- | |
|--------------------------------------|
| *申請者の方と同じ世帯の構成者 |
| *基準日現在で申請者の方と同一の場所を居住地とし、生計をともにしていた方 |
| *申請者の法定代理人の方 |


※本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振り込みを依頼することはございません。ご不明な点など経済再生支援基金担当課までお問い合わせください。

公共交通機関をご利用の場合

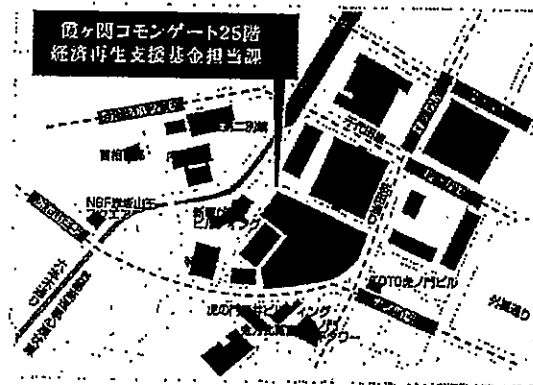
- ◆東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅5番出口・11番出口より徒歩1分
- ◆東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅A13番出口より徒歩7分

駐車場のご案内

- B1F 平日7:00～24:00 日・祝 休業
- B2F 平日8:00～22:00 日・祝 休業

 経済再生機構

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-2-1



記入例とご注意

- 黒のボールペン又は、黒インクでご記入ください。
- 記入ミスした場合は二本線で訂正してください。
- 申請者「フリカナ」「氏名」 代理人申請者「フリカナ」「氏名」「受給者」欄を訂正した場合は訂正印を押してください。

様式第2号(第6条関係)

経済再生支援基金 (受給申請書)

経済再生支援基金担当課 宛

交付印	本人確認	代理確認	住所入力
	交付番号	判定基礎	詳細入力

① 申請日をご記入ください。

① 申請者 ② ←

申請日 西暦 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名	フリカナ ニホン タロウ	住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関〇-△-□
生年月日	男 〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇才)	電話	03(1111)1111

② フリカナ・氏名・生年月日・郵便番号・住所・連絡先を申請者本人がご記入ください。記入漏れや申請者以外の方が記入した場合は受付できません。

本書記載事項に同意のうえ、経済再生支援基金を申請します。

1. 経済再生支援基金の受給等に関して、受給資格の有無について公署等(税情報も含みます。以下同じ)で確認することを同意します。
2. 経済再生支援基金担当課が、平成25年5月29日までに、申請・受給者代理人を含みます。以下同じ)連絡・確認できない場合には、経済再生支援基金担当課は当該申請を取り下げられたとみなします。
3. 申請詳細が本申請書内に記入できない場合は白紙A4以内の用紙に記入後、申請者名を記入し、本申請書と一緒に返信ください。
4. 代理人申請を行う場合は本書裏面に必要事項記入後、本書裏表をご返信ください。

③ 申請者が振り込みに使われた本人名義の金融機関名、支店名、振込金額(被害額)、振り込み日、振込先会社名(個人名)をご記入ください。被害申請(2.申請詳細)が記入欄以上ある場合はA4サイズ以内の用紙に氏名、被害詳細をご記入後、受給申請書と一緒に申請されてください。

② 申請詳細 [*申請者が振込に使われた振込銀行(振込日・振行名・支店名・振込金額)をご記入ください。振込名義(会社名)、その他、備考に記入ください。]

振込日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額)	備考
01 振込日 H24年 2月 1日	金融機関名 三井住友銀行	支店名 霞ヶ関支店	振込金額(被害額) 1,000,000円	備考 振込先名義 〇〇〇〇〇
02 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
03 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
04 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
05 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
06 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
07 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
08 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考
09 振込日 年 月 日	金融機関名	支店名	振込金額(被害額) 円	備考

経済再生支援基金(代理受給申請書)

経済再生支援基金担当課 宛

③ 代理申請者

④ ←

フリカナ ニホン ハナコ	申請日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
名前 日本 花子	連絡先 03(1111)1111
住所 東京都千代田区霞が関〇-△-□	生年月日 男・大 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇歳 女・小 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇歳
上記の者を代理人と認め経済再生支援基金の(申請・請求 申請・請求及び受給)を委任します。	申請受給者 日本 太郎 印

④ 代理申請をする場合「申請日」「フリカナ」「名前」「住所」「連絡先」「生年月日」および申請受給者の署名捺印を記入します。

捺印します。(認印可)

*記名捺印に代えて署名することができます。

経済再生機構

経済再生支援基金運営基本要綱の制定

経済再生機構は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融機関の一段と犯罪被害者に積極的な行動と家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

経済再生支援基金運営基本要綱

第一条 (趣旨)

この要綱は、震災後退下及び振込詐欺増加での国民の不安に対処するため、国民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて国民に広く給付することにより地域の経済対策に資するものとして実施する経済再生支援基金運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 (給付対象者および申請・受給者)

経済再生支援基金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、平成25年2月1日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 1. 日本国の住民基本台帳に登録されている者
 2. 日本国の外国人登録原票に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

3. 経済再生支援基金の申請・受給者(以下「受給者」という。)は、前項に掲げる給付対象者ごとに次のとおりとする。

前項の給付対象者については、その者が詐欺被害者と確認ができる書類(金融機関振込明細他)、公券等(税情報も含みます。以下同じ)を経済再生機構に提出できる者。ただし、受給者が基準日以降に死亡した場合、および責に帰すべき事由により申請が出来ない場合は、日本国の住民基本台帳又は日本国の外国人登録原票において、当該死亡した者(被害事由がある者)の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者。

第三条 (給付額)

経済再生支援基金の給付額は、受給者1人につき上限1500万円迄(ただし、振込詐欺被害法に基づき被害額により変更するものとする。)

第四条 (給付対象者)

経済再生支援基金運営の実施に当たり、給付対象者、申請・受給者ごとの給付額、日本国の住民基本台帳又は各都道府県公機関より詐欺被害届け・相談情報を掲載した給付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき給付を行う。

第五条 (給付開始日及び給付申請期限)

1. 経済再生支援基金に係る都道府県の給付申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに経済再生機構(以下「再生機構」という。)が別に定める日とする。

2. 給付申請期限は、平成25年5月29日までとする。

第六条 (申請及び給付の方式)

1. 再生機構は、リストに基づき、申請・受給者に対し、経済再生支援基金受給申請書(様式第2号。以下「受給申請書」という。)を送付もしくはFAXにて送付する。
 2. 申請・受給者による申請及び都道府県による給付は、郵送(FAX)申請方式、申請・受給者が受給申請書を郵送及びFAXにより再生機構に提出し、再生機構が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

第七条 (代理による申請)

1. 申請・受給者に代わり、代理人として前項の申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。
 一、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者は、日本国の住民基本台帳上の世帯構成者でない場合であっても、代理人として申請を行うことができるものとする。
 二、前項の規定により代理人が経済再生支援基金の給付の申請をするときは、当該代理人は受給申請書に加え、委任状(受給申請書の委任欄への記載を含む。)を添えて再生機構に提出することとする。この場合において、再生機構は、当該代理人が本人であることを確認するため公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めるものとする。
 三、再生機構は、第一項の代理人にあってはリストにより、代理人にあっては再生機構が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

第八条 (給付決定及び給付)

再生機構は、第2条の規定による受給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、経済再生支援基金決定通知書(様式第2号)により給付を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)に対し経済再生支援基金を給付するものとする。但し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)の受給口座(他口座)等、資産(保険、不動産、他金融機関、上場株など)が基準日以降に申請された他受給者平均納税および資産を上回る場合は、その内容を審査するものとする。

第九条 (申請が行われなかった場合等の取扱い)

1. 再生機構が申請書の送付を行い、経済再生支援基金の給付等に関する周知を行ったにもかかわらず、申請・受給者から平成25年5月29日までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給者が経済再生支援基金の受給を辞退したものとみなす。
 2. 再生機構が前条の規定により給付の決定を行った後、申請書の不備による返送不能その他の申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、再生機構が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請を取り下げられたものとみなす。

第十条 (不正利得の返還)

再生機構は、偽りその他不正の手段により経済再生支援基金の給付を受けた者があるときは、給付の決定を取り消し、経済再生支援基金の返還を命ずるものとする。給付の決定を取り消したときは、決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

第十一条 (経済再生支援基金の給付を受ける権利)

経済再生支援基金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

その他

この要綱に定めるもののほか、経済再生支援基金運営の実施に関し必要な事項および規約は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

平成25年2月1日
 経済再生機構
 局長 山下真二郎

経済再生支援基金(代理受給申請書)

経済再生支援基金担当課 宛

③ 代理申請者 [代理申請を行う場合は下記に必要な事項記入後、FAX申請書受付03-4582-1050まで表面と一緒にご返信ください。]

代理人	フリカナ	申請日	年	月	日	
	名前	連絡先	()			
	住所	生年月日	明・大	年	月	日
			昭・平		歳	
上記の者を代理人と認め経済再生支援基金の(申請・請求 申請・請求及び受給)を委任します。		申請受給者	印			

*記名押印に代えて署名することができます。

〒 [redacted] [redacted]
[redacted] 様

035487 [redacted] #
0150122365800 [redacted]



経済再生機構

経済再生支援基金担当課
〒100-0013千代田区霞が関

発行年月日 2013年04月 [redacted] 日発行
[差出先]
〒100-0013 千代田区霞が関3-2-1
霞ヶ関コモンゲート25階

03 [redacted]
8 [redacted]
担援経
当基濟
課金支

経済再生支援基金交付決定通知書について

この度、2013年2月1日告示第28号経済再生支援基金制度経済再生支援基金交付が決定されました。

経済再生支援基金交付決定通知書記載内容に間違い及び変更等ございましたら、経済再生支援基金担当課までご連絡ください。

経済再生支援基金交付日に受給者多数の場合、支給は午前10時、午後1時と2回に分けて行われますので午後3時以降に最寄りの金融機関で確認してください。

なお、経済再生支援基金交付決定通知書裏面記載、経済再生支援基金受給確認書の必要事項記入後、同封の返信封筒にてご送付くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせについて

経済再生支援基金担当課にお問い合わせください。自動音声にてご案内致します。



経済再生機構

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-2-1



〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1霞ヶ関コモンゲート25階
経済再生支援基金担当課 問合先 03-4582-1899(受付窓口)
受付時間平日午前9:00~17:00(土・日・祝 休み)

経済再生支援基金財務課 問合先 03-4582-1899内線245
受付時間平日午前9:00~16:00(土・日・祝 休み)

経済再生支援基金支給課 問合先 03-4582-1899内線248
受付時間平日午前9:00~16:30(土・日・祝 休み)

平成25年3月26日

金融政策に関する決定事項 「犯罪被害回復支援基金制度」に関する注意喚起

犯罪被害回復支援基金制度とは振込詐欺救済法に基づき金融取引返金先不明金を犯罪行為により重大な被害を受けたにもかかわらず何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない犯罪被害者に再び平穏な生活を営むことができるよう分配支援する政策です。
犯罪被害回復支援基金の給付申請書を送付いたしますので、以下に基づき申請期限(平成25年4月26日)までに申請されますようお願いいたします。

○申請概要

- (申請開始日) 平成25年4月1日
- (申請期限日) 平成25年4月26日「当日消印有効」
- (給付額) 特定申請者1人につき上限1000万円「被害額により変更あり」
- (年齢) 28歳～85歳(但し無職制限なし)

○受給方法

被害者(申請者)が「申請書」を提出し受給する。
ファクシミリ申請(FAX)→振り込み…支給先が都道府県であることを確認し、本人確認書類を確認(詐欺・詐取の警戒)。申請書に記した口座への現金振り込みにより受給する。

○ご本人が亡くなられた場合

基準日以前にご本人が亡くなられた場合は、代理人による申請ができます。(代理人は本人確認書類が必要です。)申請者にかわって、申請・受給が行えるのは、次のいずれの方に限られます。

- (1) 申請者の方と同じ世帯の構成者
- (2) 基準日現在で申請者の方と同一の場所を居住地とし、生計をともにしていた方
- (3) 申請者の法定代理人の方

※申請期限までに申請が行われなかった場合、受給の辞退とみなし受給できません。

※本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振り込みを依頼することはございません。ご不明な点など犯罪被害回復支援基金支給室までお問い合わせください。



公共交通機関をご利用の場合

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅より徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線霞ヶ関駅より徒歩6分

本件に関する問い合わせ先

犯罪被害回復機構
犯罪被害回復支援基金支給室

TEL: 03-4582-1355

犯罪被害回復支援基金支払申請書(1)

犯罪被害回復機構
政策局長 殿

申請日 平成 年 月 日

1. 申請人情報	
被害者	住所 干() 都道府県 市区町村
	フリカナ
	氏名 生年月日 年 月 日(歳)
	捺印
電話・FAX番号	自宅 () 携帯 () FAX ()

2. 代理人情報 ※代理人が申請を行う場合のみ記載	
代理人	住所 干() 都道府県 市区町村
	フリカナ
	氏名 生年月日 年 月 日(歳)
	捺印
電話・FAX番号	自宅 () 携帯 () FAX ()

3. 被害等に関する情報	
被害額 振込み金融機関 振込金額 振込日	振込金額の合計額 円
	被害額の内訳(振込みを行った金融機関名及び振込金額・年月日) (例) ××銀行 ○○支店 振込金額○○○○円 (△年□月×日)

○ 本法以外の手段により、既に被害金の一部の支払いを受けている(控除対象額がある)場合には、以下の欄にも御記入下さい。

控除対象合計額		円		
控除対象額の内訳	填補又は賠償を受けた年月日	填補又は賠償をした者の氏名又は名称(犯人との関係)	填補又は賠償を受けた者の氏名又は名称(被害者等との関係)	填補又は賠償額
	年 月 日	()	()	円
	年 月 日	()	()	円

本書記載事項に同意のうえ、被害回復支援金を申請します。

1. 犯罪被害回復支援基金支給室が、平成25年4月26日までに、申請・受給者代理人を含みます。以下同じ) 連絡・確認できない場合には、犯罪被害回復支援基金支給室は当該申請が取り下げられたとみなします。
2. 犯罪被害回復支援基金の受領等に関して、受給資格の有無について公募等で確認することを同意します。

ファクシミリ(FAX)申請書受付室 03-4513-1245 迄返信ください。

犯罪被害回復機構
政策局長 殿

犯罪被害回復支援基金支払申請書(2)
(被害情報追加分)

申請人	フリガナ	
	氏名	

- 犯罪被害回復支援基金支払申請書(1)の3項記入欄に全て記入できない場合、及び振込み被害以外の被害状況を以下の欄に御記入下さい。

3. 被害等に関する情報(追加)	
被害額 振込み金融機関 振込金額 振込日 その他	